

関市こども・若者の権利条例 骨子（案）

1 条例制定の背景

本市では、これまで家庭、学校、地域、職域その他社会全体で相互に連携・協働して子育てを支え合い、すべてのこどもが健やかに育つような基盤づくりに努めてきました。

しかしながら、時代の変化により、さまざまな困難や新たな課題に対応できず、生きづらさを感じるにいたるこども・若者が増えており、こども・若者の自己肯定感の低さ、配慮や支援を必要とする家庭やこども・若者の増加などが見受けられるようになりました。

そのため、市では、すべてのこども・若者が自分らしくのびのびと成長することができるよう、こども・若者の権利について、こども自身はもちろん、地域全体で認識し、尊重することで地域がつながり、社会全体でこども・若者を支えることでこども・若者が健やかに自分らしく生きることができる社会の実現を目指すための条例を制定しようとするものです。

2 条例の趣旨

「関市こども・若者の権利条例」は、本市の目指す「こどもまんなか社会」実現に向けて守るべきこども・若者の権利を市民共通のルールとして明文化し、広く共有しようとするものです。こども・若者の権利が保障され、健やかな成長を社会全体で後押しすることで、将来にわたって幸せな生活ができる社会の実現に向けて保障すべきこども・若者の権利と保障するために必要となる基本的事項を定めることにより、行政の責務や市民等の役割、こども・若者当事者への効力を明確にすることで、この条例をこども・若者の幸せを一番に考える取組を推進する共通認識として位置づけます。

3 条例の基本的な考え方

当事者であるこども・若者の思いや意見を反映するため、こども・若者の声を丁寧に聴くとともに、身近な生活の中にあるこども・若者の権利について、理解し、他者の考えを共有し、どうしたらよいのかについて、こども・若者が中心となって策定に関わる（市民の手で策定する）ことを重視します。こども・若者のみならず、広い世代にわたってこどもの権利についてともに考え、地域社会全体でこども・若者の成長を支え合う意識を高め、安心して成長できるための実効性を伴うルールと考えています。

4 条例の骨子（案）

（１）前文

この条例を制定するにあたっての基本的な認識、制定に向けた決意を明らかにするため、前文を設けることとします。前文は、条例制定の背景や趣旨、理念などを示し、この条例全般にわたる解釈の拠りどころとなるものです。

（２）目的

この条例は、こどもが持つこども・若者の権利について、地域全体で認識し、尊重することで地域がつながり、社会全体でこども・若者を支える意識を共有し、すべてのこども・若者が健やかに自分らしく生きることができる社会を実現するため、市の施策の基本となる事項を定めるものとします。

（３）用語の定義

この条例で使用する用語の定義をします。

（４）特に大切な権利（特に保障に努める権利）

こども・若者の権利のうち、本市の小学校～大学生年代の当事者の意見を反映します。

- ・身の回りにある権利のうち、みんなが特に大切だと認識している権利
- ・現在、みんなが守られていないと感じる権利
- ・将来のこども・若者のために大切にしたいと感じる権利 など

（５）権利を保障するための役割

それぞれの役割を明記します。

- ・こども・若者の役割
- ・市、保護者、市民の役割
- ・子育てに関する施設の役割など

（６）権利を保障するための取組

（４）で示した特に大切な権利（特に保障に努める権利）を保障するために必要となる施策・取組について、こども・若者の意見を反映します。

- ・こどもの意見表明→こども・若者議会
- ・こどもの居場所づくり→こどもが求める多様な居場所づくり など

(7) こども・若者のために大人が実施すべき取組

こども・若者のために大人が変わることが求められているため、こども・若者との新たな関わり方、大人が実施すべき考え方を示します。

- ・大人はこども・若者とのふれあいの時間を確保すること。
- ・大人はこども・若者との対話や取組の際には、こども・若者の主体性を最も大切に考えること。など

(8) こども・若者が安心・安全な暮らしの確保

こども・若者が安心して生活ができるよう、必要な取組を示します。

- ・誰一人取り残さないための取組、虐待・体罰、いじめ、貧困の防止

(9) 施策の評価

市はこども・若者の権利を守り、こども・若者の幸福度の向上に資するため、こども施策の充実に努めるとともに、その進捗状況及び評価・検証を行い、改善を行うものとする。

- ・子ども・子育て会議での評価・検証

(10) 条例の推進体制

この条例を実効性のあるものとするため、関連する機関における役割な連携体制を示します。

(11) こども・若者の権利擁護

こども・若者の権利擁護が図られるよう、予防、侵害の救済および回復するために必要な取組を示します。

- ・権利擁護のための取組、権利侵害に関する相談又は救済 など

関市	本巣市	桑名市	藤枝市	東京都北区
----	-----	-----	-----	-------

目次

	前文	附則	前文	附則	附則 ★こどもたちからのメッセージ ★大人からのメッセージ
第1章	総則	総則 (第1条～第2条)	総則 (第1条～第2条)	総則 (第1条～第2条)	総則 (第1条～第3条)
第2章	こどもの権利の保障	本巣市こども憲章 (第3条)	保障すべきこどもの権利 (第3条)	こどもの権利の保障 (第3条～第6条)	こどもの権利の保障 (第4条～第8条)
第3章	こどもの権利を保障するための役割	大切なこどもの権利 (第4条～5条)	こどもの権利を保障するための役割 (第4条～第8条)	こどもの権利を保障するための責務 (第7条～第11条)	こどもの幸せの実現に向けた 取組の推進 (第9条～第17条)
第4章	こどもを支える人々への支援	こどもの権利を保障するための大人の責務 (第6条)	こどもを支える人々への支援 (第9条～第11条)	こどもにやさしいまちづくりの推進 (第12条～第22条)	こどもの権利に関する施策の推進 及び検証 (第18条～第23条)
第5章	こどもの権利を保障するためのまちづくりの推進	こどもの権利を保障するためのやさしい まちづくりの推進 (第7条～第12条)	こどもの権利を保障するための まちづくりの推進 (第12条～第18条)	保護者等への周知及び啓発 (第23条)	こどもの権利擁護 (第24条～第27条)
第6章	こどもの安全・安心の確保	こどもの参加 (第13条～第15条)	こどもの安全・安心の確保 (第19条～第22条)	施策の評価 (第24条～第25条)	雑則 (第28条)
第7章	施策の評価		こどもの権利擁護 (第23条)	こどもの権利侵害からの救済 (第26条)	
第8章	こどもの権利擁護		条例の推進体制 (第24条～第26条)	雑則 (第27条)	

第1条	目的	目的	目的	目的	目的
第2条	用語の定義	定義	用語の定義	定義	言葉の意味
第3条	特に大切なこどもの権利	本巣市こども憲章	特に大切なこどもの権利	安心して健康に生きる権利の保障	基本理念
第4条	こどもの役割	大切なこどもの権利の保障	こどもの役割	個性が尊重され自分らしく生きる権利の保障	大切なこどもの権利
第5条	市の役割	こども憲章で定める大切なこどもの権利	市の役割	自ら守り、守られ、育まれる権利の保障	区役
第6条	保護者の役割	大人の責務	保護者の役割	社会に参加する権利の保障	保護者の役割
第7条	市民の役割	こどもの育成環境の保全	市民の役割	保護者の責務	区民等の役割
第8条	育ち学ぶ施設への役割	子育て支援	育ち学ぶ施設への役割	市の責務	育ち学ぶ施設及び団体の役割
第9条	保護者への支援	こどもの活動や市民活動の支援	保護者への支援	学校等の責務	こどもの意見等の表明および参加
第10条	育ち学ぶ施設への支援	相互支援	育ち学ぶ施設への支援	地域住民等の責務	こどもの意見等を求めるための会議
第11条	市民活動への支援	救済	市民活動への支援	事業者の責務	虐待・体罰等の防止

	関市	本巢市	桑名市	藤枝市	東京都北区
第12条	こどもの居場所	推進体制	こどもの居場所	こども本位の環境の整備の推進	いじめ等の防止
第13条	療育・発達支援等	こども会議	療育・発達支援等	健やかな成長の支援	こどもが安全・安心に過ごすことのできる環境づくり
第14条	学びの機会	こども憲章の改正 ・ 本巢市こどもの権利の日	学びの機会 こどもに関わる相談	伴走型支援	こどもの居場所づくり
第15条	こどもに関わる相談		こどもの意見表明	誰一人取り残さない教育の推進	こどもが相談しやすい環境づくり
第16条	こどもの意見表明		こどもの参加	虐待及び体罰の防止	こども一人ひとりに応じた学びの環境づくり
第17条	こどもの参加		こどもの参加	虐待及び体罰の防止	こどもの貧困の防止
第18条	市民との協働		市民との協働	いじめの防止	こどもの権利に関する施策の推進
第19条	こどもの安全・安心を守るための施策の推進		こどもの安全・安心を守るための施策の推進	いじめの防止	こどもの権利に関する施策の推進
第20条	不適切な関わり並びに暴力、虐待及び体罰の防止		不適切な関わり並びに暴力、虐待及び体罰の防止	貧困の防止	こどもの権利に関する普及啓発
第21条	育ち学ぶ施設における体制整備		育ち学ぶ施設における体制整備	こどもの社会参加及び意見表明	こどもの権利委員会
第22条	いじめの防止と発生時の対応		いじめの防止と発生時の対応	こどもの居場所の整備	権利委員会の仕事
第23条	評価・検証		こどもの権利擁護委員会の設置	多様性の尊重	会長および副会長
第24条	普及啓発		普及啓発	保護者等への周知及び啓発	招集等
第25条	こどもの権利擁護委員会の設置		推進計画	報告	子どもの権利擁護委員
第26条			条例の見直し	評価・検証	権利擁護委員の仕事の進め方
第27条				こどもの権利侵害からの救済	権利擁護委員への相談等
第28条				委任	権利擁護委員の要請および意見の尊重
第29条					委任
第30条					

【学校】 こどもの権利条例に向けた取組（主に小中学生、こども当事者への取組）

1 ねらい

学校において人権問題を学ぶ活動を通して、自分たちの身近な生活の中に「こどもの権利」があることに気づき、その権利が守られるための方策に目を向けて自分たちの権利条例に関わりたいという意欲をもつことができる。

2 取組の展開

学校での活動については、新規で行うことにこだわることなく、既存の活動から展開していただくことも含め依頼。

「私の主張大会」、「ひびきあい活動」や各学校における児童生徒の「〇〇宣言」を通した自治的活動は、児童生徒が自分たちの活動を通じて大切な人権に気づき、日々の生活をより良くするための取組であり、こどもの権利のための取組となっている。そのため、これらの取組の中で「自分たちの身近な生活の中にこどもの権利がある」ことに気づき、理解が進むことを目指す。

その方法として、下記の活用例などを参考にしてもらうよう提示した。

いわゆるこどもの権利といわれるものを例示すると次のようなものが挙げられる。

「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」

「支援を受ける権利」「知らされる権利」「愛される権利」「自分らしく生きる権利」

「自分で決める権利」「学ぶ権利」「遊ぶ権利」「気持ちや考えを伝える権利」

「心や体を休める権利」「自然とふれあう権利」

（１） 「こどもの権利」の理解促進（６月～９月）

アンケート実施【子ども家庭課→学校】

こどもの権利について緩く理解を促す。

■活用例

- ・ブックトークの実施【学校→子ども家庭課→図書館→学校】

こどもの権利をテーマにしたブックトークを通して児童生徒の関心を高める。

- ・ユニセフの出前授業【学校→子ども家庭課→ユニセフ】

貧困・紛争・災害・平等⇒こどもの権利

※出前授業を希望される場合は、子ども家庭課がユニセフと調整します。

- ・身近な視点に置き換える授業【学校】

「こどもの権利」をわかりやすく別の表現で示す。

こどもの権利＝「笑顔になるために必要なもの」

「みんなが幸せになるために大切なもの」

■講演会・意見交流

日時 ７月１２日（土）１４：００～１６：００

場所 わかくさ・プラザ学習情報館 多目的ホール

講師 木村泰子先生

映画「みんなの学校」の舞台となった大阪市立大空小学校 初代校長

イン
プ
ット

(2) 生活の身近にある「こどもの権利」の認識（9月～11月）【学校】

（話し合い集会・授業、私の主張大会・ひびきあい活動など）

アウト
プット

①アンケート結果から自分や他者の思いを共有

- ・現在の自分たちを取り巻く環境は十分か。
- ・みんなが不足していると感じているものは何か。
- ・普段の身の回りで満たされていないこどもの権利はあるか。

②なぜそうなのか理由を探り考えてみる。

- ・自分の意見をみんなに伝える。
- ・みんなそれぞれ違う意見があることを知る。（共有・共感）
- ・原因・理由を見つけ、どうしたら良いかを考える。

③各学校における自治的な取組をベースに活動を推進

- ・私の主張大会における提言の提案、ひびきあい活動や「〇〇宣言」活動を基に、こどもの権利について考える。

(3) 権利についての理解の深化（11月～2月）【学校】

（各学校内で考え広める）

アウト
カム

■小学校

- ・「今、大切にしたいと思う権利」を理由とともに出す。
- ・それを基に、児童代表で話し合い、自分の学校の案を作る。
- ・ひびきあい宣言として取り組む。

目指すこどもの意識

【みんなが幸せに生活するために、みんなと一緒にこれからどうしたら良いのか分かった！】

■中学校

- ・「今の自分はもちろん、これから中学生になっていく子どもたちのために大切にしたいと思う権利」を理由とともに出し合う。
- ・それを基に、生徒代表で話し合い、自分の学校の案を作る。
- ・私の主張大会における提言内容とし、全校で取り組む。

目指すこどもの意識

【個性が尊重され、みんなが幸せに生活していくために、これからの私たちが大切にすべき権利が理解できた。これをみんなで取り組もう！】

3 こども・若者の意見を発信する場（意見表明）づくりの推進

(1) 海外研修生徒・ジュニアリーダーと意見交換（8月25日）【中学生】

(2) 私の主張大会での提言や宣言採択（1/22）【中学生】

主張大会発表者が各学校の考えを持ち寄りながら、全校共通の考えを踏まえた「（仮称）私たちのこども権利宣言」を行う。

(3) ひびきあい活動 取組発表会（オンライン活用）【小学生】

(4) こども・若者議会（案）（1月）【小学校～高校生】

(5) 子ども・子育て会議（オンライン活用）（2月）【中学生・高校生】

こどもの権利条例・こどもまんなかミーティングの実施について

日 程	こどもまんなかミーティング取組・予定
令和7年3月	こどもまんなか計画策定
令和7年3月27日	関高校探究活動発表会、ワークショップ
令和7年4月21日	子ども・子育て会議（第1回）
令和7年5月～9月	政策検討会議（報告・協議）
令和7年5月～	子育て支援施設利用者との意見交換
令和7年5月7日	小中学校 校長会
令和7年6月3日	小中学校 校長会
令和7年6月12日	関高校「条例を考える」講演会・意見交流 アンケート実施
令和7年6月17日	小中学校 教務主任会
令和7年7月 1日	小中学校 校長会
令和7年7月12日	講演会（木村泰子先生）
令和7年7月	小中学校児童生徒へのアンケート・意見聴取
令和7年7月29日	子ども・子育て会議（第2回） ・ 条例骨子案について ・ こども・若者の現状について
令和7年8月25日	児童生徒と権利条例を考える会（海外研修児童生徒）
令和7年8月30日	高校生・大学生年代の若者と「こども条例を考える会」
令和7年9月29日	子ども・子育て会議（第3回） ・ こども・若者の意見反映 ・ アンケート自由記述のテキストマイニング、ワークシ ョップによる意見 ・ 条例に反映すべき権利・施策内容について
令和7年11月	子ども・子育て会議（第4回） ・ ワークショップなどによる各役割に期待する内容に ついて ・ 条例（素案）について
令和7年12月22日	まなびカフェ（交流会）
令和8年1月22日	私の主張大会
令和8年1月～2月	こども議会
令和8年1月～2月	こども委員意見発表
令和8年2月	子ども・子育て会議（第5回） ・ 条例案について
令和8年3月	議長説明・議会全員協議会
令和8年4月～5月	パブリックコメント
令和8年4月～	「条例の実効性を高める取組」を考える会
令和8年5月	子ども・子育て会議（第1回） ・ 条例最終案について

日 程	こどもまんなかミーティング取組・予定
令和 8 年 7 月	行政情報課へ議案提出
令和 8 年 8 月	法令審査会
令和 8 年 9 月	第 2 回定例会 議案提出
令和 8 年 1 0 月 1 日	条例施行